

## 鳥取市生活交通会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を協議し、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保を通じ、本市の住民福祉の向上又は交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図るため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網計画」という。）の作成に関する協議及び網計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥取市生活交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の例による。

## (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 網計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

## (組織)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又は利用者を代表する者
- (2) 本市において現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体（前条第2号から第4号までに掲げる事項のうち、交通空白

地有償運送又は福祉有償運送について協議する場合に限る。)

- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (6) 鳥取県知事又は鳥取県知事の指名する職員
- (7) 市長又は市長の指名する職員
- (8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
- (9) 鳥取警察署長又は鳥取警察署長の指名する職員
- (10) 道路管理者
- (11) 学識経験者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、辞任した場合又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。なお、第4条第2項第3号から第9号までに掲げる委員に限り、委員が属する団体又は組織の者を当該委員の代理として会議に出席させることができる。

4 会議は、会長が議長となる。

- 5 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報及び申請者の情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(議決)

第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、予め通知された議事について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。

(分科会)

第8条 交通会議に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、地域分科会及び福祉有償運送分科会とし、地域分科会は会長が各地域における生活交通に関する事項を協議するため必要があると認めるときに、福祉有償運送分科会は会長が福祉有償運送に関する事項を協議するため必要があると認めるときに設置するものとする。
- 3 地域分科会は、次に掲げる区域の区分により設置するものとする。
  - (1) 鳥取東地域分科会 合併前の鳥取市、国府町及び福部村の区域
  - (2) 鳥取南地域分科会 合併前の河原町、用瀬町及び佐治村の区域
  - (3) 鳥取西地域分科会 合併前の気高町、鹿野町及び青谷町の区域
- 4 分科会は、第4条第2項の委員のうちから会長が指名した者をその委員とするものとし、その任期は、交通会議の委員の任期による。
- 5 第5条から第7条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、

これらの規定中「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。

6 分科会長は、分科会で決議された事項について交通会議に報告するものとする。

7 交通会議は、分科会の決議事項を交通会議の議決とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 交通会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに鳥取運輸支局等へ申請を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 委員(分科会の委員を含む。)及び第6条第5項(第8条第5項において準用する場合を含む。)の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 交通会議の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、交通会議の委員の中から会長が指名する。

3 交通会議の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。  
(鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成18年11月16日制定)は、廃止する。  
(鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定により廃止された鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、この要綱の第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、旧要綱の規定により委嘱され、又は任命された任期の残存期間とする。

## 附 則

### (施行期日)

- この要綱は、平成20年2月29日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月25日から施行する。
- この要綱は、平成29年8月23日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月10日から施行する。
- この要綱は、令和3年3月22日から施行する。



## 鳥取市生活交通会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を協議し、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保を通じ、本市の住民福祉の向上又は交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図るため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網計画」という。）の作成に関する協議及び網計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥取市生活交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の例による。

## (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 網計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 網計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 網計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

## (組織)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又は利用者を代表する者
- (2) 本市において現に交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体（前条第2号から第4号までに掲げる事項のうち、交通空白

地有償運送又は福祉有償運送について協議する場合に限る。)

- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (6) 鳥取県知事又は鳥取県知事の指名する職員
- (7) 市長又は市長の指名する職員
- (8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
- (9) 鳥取警察署長又は鳥取警察署長の指名する職員
- (10) 道路管理者
- (11) 学識経験者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、辞任した場合又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。なお、第4条第2項第3号から第9号までに掲げる委員に限り、委員が属する団体又は組織の者を当該委員の代理として会議に出席させることができる。

4 会議は、会長が議長となる。



- 5 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報及び申請者の情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(議決)

第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、予め通知された議事について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。

(分科会)

第8条 交通会議に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、地域分科会及び福祉有償運送分科会とし、地域分科会は会長が各地域における生活交通に関する事項を協議するため必要があると認めるときに、福祉有償運送分科会は会長が福祉有償運送に関する事項を協議するため必要があると認めるときに設置するものとする。
- 3 地域分科会は、次に掲げる区域の区分により設置するものとする。
  - (1) 鳥取東地域分科会 合併前の鳥取市、国府町及び福部村の区域
  - (2) 鳥取南地域分科会 合併前の河原町、用瀬町及び佐治村の区域
  - (3) 鳥取西地域分科会 合併前の気高町、鹿野町及び青谷町の区域
- 4 分科会は、第4条第2項の委員のうちから会長が指名した者をその委員とするものとし、その任期は、交通会議の委員の任期による。
- 5 第5条から第7条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、

これらの規定中「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。

6 分科会長は、分科会で決議された事項について交通会議に報告するものとする。

7 交通会議は、分科会の決議事項を交通会議の議決とすることができる。

(運賃ワーキンググループ)

第9条 交通会議に、法第9条第4項、第9条の3第3項の規定に基づく運賃ワーキンググループを置くことができる。

2 運賃ワーキンググループは、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃について協議するために必要があると認めるときに設置するものとする。

3 運賃ワーキンググループは、交通会議の委員のうち、次に掲げる者をその構成員とするものとし、その任期は、交通会議の委員の任期による。

(1) 当該路線等をその区域に含む地域の住民又は当該路線等の利用者を代表する者

(2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 鳥取県知事又は鳥取県知事の指名する職員

(4) 市長又は市長の指名する職員

(5) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員

4 運賃ワーキンググループでの協議が調った場合は、当該協議が調った事項を記載した書面を当該運賃等を定めようとする事業者へ通知するものとする。

5 軽微な事項の協議については、対面による会議の開催に代えて、書面による議決を行うことができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 交通会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに鳥取運輸支局等へ申請を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 委員（分科会の委員を含む。）及び第6条第5項（第8条第5項において準

用する場合を含む。)の規定により会議への出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 交通会議の事務局は、都市整備部交通政策課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 交通会議に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、交通会議の委員の中から会長が指名する。
- 3 交通会議の出納監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

(鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

- 2 鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成18年11月16日制定)は、廃止する。

(鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定により廃止された鳥取市福祉有償運送運営協議会設置要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、この要綱の第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、旧要綱の規定により委嘱され、

又は任命された任期の残存期間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。